

## 議第115号

## 訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成30年9月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

事 件 名	京都地方裁判所平成28年（ワ）第2490号保険代位による求償金請求事件
相 手 方	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京海上日動火災保険株式会社
事 件 の 内 容	相手方の被保険者が、京都市南区西九条森本町85番地地先の市道を第2種原動機付自転車で走行していたところ、マンホールの手前にあった約9センチメートルの <sup>くぼ</sup> 凹みに車輪を取られて転倒し、右小指基節骨開放性骨折、左手打撲、右第1 <sup>し</sup> 趾打撲挫創等の傷害を負ったことにより、相手方が、人身傷害補償保険が付帯する自動車保険契約に基づき保険金を支払ったことに伴い、被保険者が本市に対して有する損害賠償請求権を保険代位により取得したとして、本市に対し、求償金（6,986,080円）及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起したものである。
和 解 の 内 容	1 本市は、相手方に対し、本件解決金として、金2,500,000円の支払義務があることを認める。 2 本市は、相手方に対し、前項の金員を平成30年11月末日限り、相手方が指定する相手方代理人名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。 3 相手方は、その余の請求を放棄する。 4 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件事故に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。